

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**サイボウズが「複業採用」を開始
キャリアを求める人材の受け皿に**

企業に勤務するビジネスパーソンが副業をする。数年前までありえなかった考えだ。実際、中小企業庁が行った 2014 年度の調査では、副業を容認する企業はわずか 3.8% だった。しかし、昨年 10 月に安倍晋三首相は働き方改革実現に向けた有識者会議で、「テレワークや兼業・副業の普及を図ることが重要」と発言。厚生労働省が公表している「モデル就業規則」に記載されている副業・兼業禁止規定を 3 月末までに削除する方向だ。

そうした動きに先鞭をつけるような採用方法を打ち出したのが、ソフトウェア開発大手のサイボウズ。1 月 17 日から「複業採用」を開始した。

サイボウズは「100 人いれば、100 通りの働き方」を掲げており、すでに 2012 年から社員の副業を推奨。50 代の執行役員も副業を持っている。補助的な意味合いを持つ「副」ではなく、パラレルキャリアを促す意味を込めて「複業」と銘打っていることも、柔軟な働き方を推奨する姿勢が伝わってくる。また、クラウド上で仕事を管理しているため、テレワークが可能な環境が整っており、副業しやすい企業であることは間違いない。

人材確保の手段としても、「複業採用」は効果的。高いスキルを持つ人材を低コストで確保できるからだ。今年 3 月卒業予定の大卒内定率が過去最高を記録するなど、就職売り手市場が続く状況を考えれば、複業希望者を迎える受け皿を用意するのは、戦略として検討に値すると言えよう。

**機械装置の固定資産税の特例を拡充
適用対象となる地域・業種を限定**

2017 年度税制改正では、中小企業が新品の機械装置を取得した場合に、固定資産税の課税標準を 3 年間 2 分の 1 にする特例を拡充する。特例の拡充は、労働生産性が低いサービス産業の生産性向上が狙い。税制改正大綱に盛り込んだ。

この特例は、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小事業者が、2016 年 7 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの間に取得した 1 台 160 万円以上など一定の要件を満たす新品の機械装置が対象で、2016 年度税制改正で創設された。

拡充は、機械装置だけだった対象設備に、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備のうち一定のものを追加する。

ただし、固定資産税が減収となる市町村財政への影響を考慮し、追加設備が適用対象となる地域・業種を、(1)最低賃金が全国平均未満の地域は全ての業種、(2)最低賃金が全国平均以上の地域は労働生産性が全国平均未満の業種に限定する。

2016 年度地域別最低賃金によると、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都の 7 都府県が、最低賃金が全国平均 (823 円) 以上の地域となる。

また、2012 年経済センサスによると、一部の小売業 (織物・衣服、飲食料品など)、民泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業、社会保険・福祉・介護業 (医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く) などのサービス業が、労働生産性が全国平均未満とされている。